

◎新潟県告示第647号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第10条の2の規定により、平成16年6月新潟県告示第1391号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額）の一部を次の表のように改正する。

令和7年6月17日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
1 知事が定める額			1 知事が定める額		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	(1) (略)	(略)	常時介護を要する状態	(1) (略)	(略)
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>8万5,490円</u> 以下であるときに限る。）	月 額 <u>8万5,490円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）		(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>8万1,290円</u> 以下であるときに限る。）	月 額 <u>8万1,290円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	(1) (略)	(略)	随時介護を要する状態	(1) (略)	(略)
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>4万2,700円</u> 以下であるときに限る。）	月 額 <u>4万2,700円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）		(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>4万600円</u> 以下であるときに限る。）	月 額 <u>4万600円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- 改正後の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補

償については、なお従前の例による。